

平成 24 年 6 月 13 日  
商 工 中 金

## 「再生可能エネルギー推進支援貸付」の創設

商工中金では、平成 24 年 7 月から開始される国の「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の趣旨を踏まえ、同制度の対象となる再生エネルギーによる発電事業者を支援する「再生可能エネルギー推進支援貸付」を創設しました。

発電設備は、初期負担が大きく、投資回収に長期間を要します。これを踏まえ、「再生可能エネルギー推進支援貸付」では、当初 10 年間は固定金利とし、最長 20 年までの借入を可能としております。

商工中金は、「持続可能な社会」の実現に向けて、金融商品・サービスの提供を通じて、再生可能エネルギーによる発電に取り組む事業者を積極的にサポートし、エネルギーの安定供給、地球温暖化問題への対応、経済成長の柱となる環境関連産業の育成に貢献してまいります。

### 【「再生可能エネルギー推進支援貸付」の概要】

貸付対象者	発電設備について、適正に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備であること等について経済産業大臣の認定を受けた事業者
資金使途	再生可能エネルギー源を用いた発電にかかる設備資金 売買事業等にかかる運転資金
貸付形式	証書貸付
貸付期間	10年以内(全期間固定金利・据置3年以内) 20年以内(当初10年間固定、11年目以降5年毎見直し・据置3年以内) ※運転資金は10年以内
貸付利率	10年以内:長期プライムレート+0.2%以上 10年超:当初10年は長期プライムレート+0.5%以上 11年目以降は見直し時点の長期プライムレート+0.2%以上 ※変動金利商品もございます

### 【中小企業組合等への優遇措置】

今般、環境対策に取り組む中小企業組合等を支援するため、同買取制度による発電事業に参入する中小企業組合等（組合の構成員である中小企業等も含む）に対して、都道府県中小企業団体中央会の推薦がある場合、上記貸付の貸付利率について、0.2%の優遇措置を設けて、10年以内の場合は「長期プライムレート以上」、10年超の場合は「当初10年は長期プライムレート+0.3%以上、11年目以降は見直し時点の長期プライムレート以上」といたします。

従前より、商工中金は、全国中小企業団体中央会及び都道府県中小企業団体中央会と連携し、環境対策に取り組む中小企業組合等への支援を行ってまいりましたが、今回、国のエネルギー政策や再生可能エネルギー推進の重要性を鑑み、環境対策に取り組む中小企業組合等への支援をより一層行ってまいります。

【参考】

## 「再生可能エネルギー固定価格買取制度」の概要について

**再生可能エネルギー特別措置法**：「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」  
・再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける法律。平成24年7月1日から施行。  
・電気事業者が買取に要した費用は、原則として使用電力に比例した賦課金によって回収することとしており、電気料金の一部として国民が負担することとなっています。

### 買取対象について

- 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスを用いて発電された電気が買取りの対象となります。
- 発電の設備や方法については、安定的かつ効率的に再生可能エネルギー源を用いて発電を行う設備であること等の点について経済産業大臣が認定します(認定を受けた設備を用いて供給される電気が買取対象になります)。

### 買取義務について

- 電気事業者は、買取りに必要な接続や契約の締結に応じる義務を負います。
- 買取価格・買取期間については、再生可能エネルギー源の種別、設置形態、規模等に応じて、関係大臣(農水大臣、国交大臣、環境大臣、消費者担当大臣)に協議した上で、新しく設置される中立的な第三者委員会(委員は国会の同意を得たうえで任命)の意見に基づき経済産業大臣が告示します。
- 集中的な再生可能エネルギーの利用拡大を図るため、法の施行後3年間は、買取価格を定めるに当たり、再生可能エネルギー電気の供給者の利潤に特に配慮することとしています。

### 買取費用の回収について

- 買取に要した費用に充てるため、各電気事業者がそれぞれの電気の需要家に対し、使用電力量に比例したサーチャージ(賦課金)の支払を請求することを認めています。
- ただし、電力購入量(kWh)/売上高(千円)が一定の値を超える事業についての事業所が、一定量以上の電力購入量がある場合、その事業所についてはサーチャージの8割又はそれ以上が減免されます。
- 東日本大震災により著しい被害を受けた施設等の電気の需要家について、一定の要件を満たす場合には、平成24年7月1日から平成25年3月31日までの9ヵ月間はサーチャージは請求されません。
- 地域間でサーチャージの単価が同額となるように地域間で調整を行います。